

F P Uをご利用の皆様へ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は移動通信事業に深いご理解とご協力を賜りまして、誠に有り難うございます。

さて、情報化社会の発展と共に携帯電話に代表される移動通信サービスは、生活やビジネスに不可欠なものとなっております。また近年スマートフォンの急速な普及に伴い、移動通信サービスにおけるデータ通信量は急激に増加し、今後も更なるデータ通信量の増大が予想されていることから、ひっ迫する移動通信サービスの周波数を確保するため、総務省は700MHz帯を再編し、既存無線局の周波数移行と移動通信サービスへの当該周波数帯の割り当てを決定しました。

これに基づき、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話の4社（以下、認定4社という）は、700MHz帯周波数を使用する特定基地局の開設計画を総務大臣に申請し、2012年6月28日に認定を受け、当該周波数帯における移動通信サービスを提供するため、電波法に基づく終了促進措置（周波数移行に要する費用を、新たに電波を受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度）を実施させて頂くことになりました。

770～806MHzを使用するFPUをご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、新たな周波数帯への移行につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。新たな周波数帯への移行費用につきましては、当該周波数帯を新たに使用する認定4社が負担させていただきます。

今後皆様との調整を円滑に進めるにあたり、移行に関する窓口として「一般社団法人700MHz利用推進協会」を認定4社共同で設立致しました。皆様とのご相談および調整は、同協会が担当させていただきます。

FPUの新たな周波数帯への移行方法や移行時期などの具体的な内容につきましては、2013年4月以降順次、同協会が訪問しご説明させていただきますので、FPUをご利用の皆様にはお手数をおかけ致しますが、何卒ご協力よろしくお願い致します。

なお、本案内は電波法に定める無線局に関する情報の公表等（電波法第25条第2項）の制度により、総務省から提供を受けたFPUの免許人情報に基づき送付させて頂いております。総務省から提供を受けた情報については、終了促進措置以外の目的で利用することはございません。

敬具

2013年3月13日

イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
沖縄セルラー電話株式会社	代表取締役社長	北川 洋

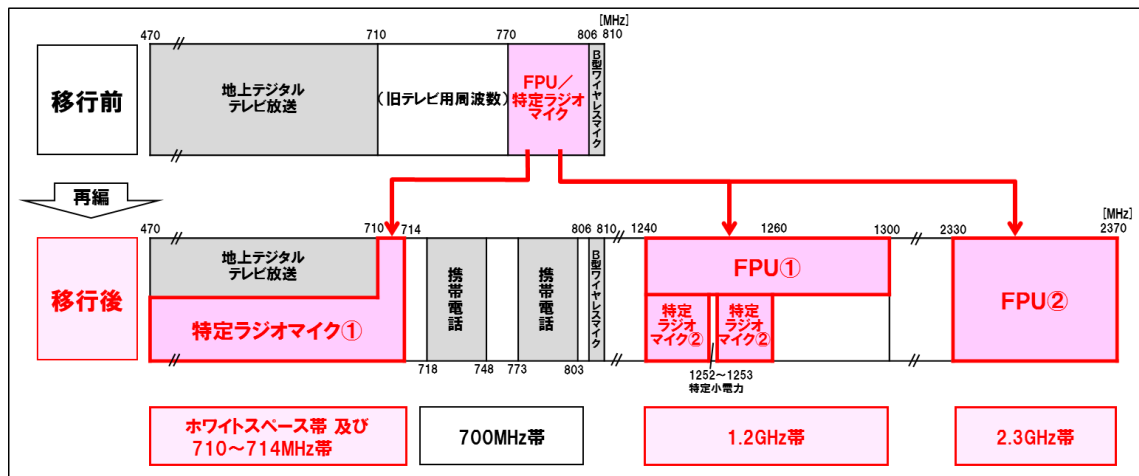
周波数再編と終了促進措置の概要について

1. 周波数再編とは

770～806MHzを使用する特定ラジオマイク及びFPU（テレビジョン放送用の無線中継伝送装置）につきましては、電波法の周波数割当計画により、以下の図表のように移行先が定められており、770～806MHzにおける使用期限は2019（平成31）年3月31日と定められています。

【移行先の周波数】

特定ラジオマイク	① ホワイトスペース帯（470～710MHz）及び710～714MHz ② 1.2GHz帯（1,240～1,260MHz、但し1,252～1,253MHzを除く）
FPU	① 1.2GHz帯（1,240～1,300MHz） ② 2.3GHz帯（2,330～2,370MHz）



※本図は以下の総務省ホームページ内容を基に作成しています。

・終了促進措置の概要

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/700900abst.pdf>

・周波数割当て -我が国の電波の使用状況-

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/myuse/index.htm#4000294>

2. 終了促進措置とは

現在770～806MHzでご利用中の特定ラジオマイクやFPUについて、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話の4社（以下、認定4社という）が費用の負担を行うことにより、上記の使用期限より前倒して周波数の使用を終了し、新たな周波数帯への移行にご協力頂くための電波法の仕組みとなります。

3. 終了促進措置の実施期限とは

終了促進措置の実施期限は、2019（平成31）年3月30日となっております。

認定4社が認定を受けた開設計画では、2015（平成27）年3月31日までに終了促進措置を完了する目標としておりますが、具体的な移行方法や移行時期につきましては、特定ラジオマイクやFPUをご利用の皆様との合意が必要であり、今後「700MHz利用推進協会」が個別に訪問しご相談させていただきます。

4. 終了促進措置の対象となる無線設備

700MHz帯における終了促進措置の対象となる設備は、以下の設備となります。

- ① 2014（平成26）年3月31日までに免許申請された770～806MHzを使用する特定ラジオマイク（A型ワイヤレスマイク）
- ② 770～806MHzを使用するFPU

5. 認定4社が負担する費用

費用負担の主な範囲は、以下のとおりです。

- ① 無線設備（FPUの送信機、アンプ）及びこれに附属する設備（受信機、アンテナ、伝送設備等）の取得に要する費用
- ② ①の設備変更の工事に要する費用（旧設備の廃棄に要する費用を含む）
- ③ 免許申請等の手続き費用

なお、個別の具体的な費用負担の範囲は、FPUをご利用の皆様とご相談の上決定致します。

6. 700MHz帯携帯電話基地局の開設について

認定4社は、開設計画の認定を受けていても、個別の700MHz帯携帯電話基地局を開設する際には改めて免許を受ける必要があります、以下のいずれかを満たすことが免許の条件となっています。

- ・ 特定ラジオマイク及びFPUをご利用の皆様全ての周波数移行が完了すること
- ・ 周波数移行が完了していない特定ラジオマイク及びFPUをご利用の皆様全てと認定4社との間で「終了促進措置の実施期限までに周波数移行を実施すること」及び「混信を与えることなく周波数を共用して700MHz帯携帯電話基地局を開設すること」の二つについて合意すること

なお、700MHz帯携帯電話基地局の開設については、特定ラジオマイク及びFPUの免許人団体と認定4社との協議により周波数共用の可否について判断し、共用の仕組みを整備した後に、改めてご説明しお願いするものとなります。

7. 本件に関するお問い合わせ窓口について

一般社団法人^{ななひやくメガヘルツ}700MHz利用推進協会 移行調整部

【ホームページ】

<http://www.700afp.jp/>

【お電話でのお問い合わせ】

フリーダイヤル 0800-800-0824

受付 9:30～18:00（土日・祝祭日および年末年始を除く）

【メールでのお問い合わせ】

<http://www.700afp.jp/contact.html>（お問い合わせフォーム）

FPUの周波数移行 手順について

FPUをご利用の皆様にご周波数移行に関するお知らせです

1 周波数移行の方法

現在ご利用中のFPUにつきまして、新たな周波数帯に対応した機器への取替えにより、周波数移行のご協力をお願いするものとなります。機器取替えのご相談および工事等につきましては、700MHz利用推進協会でご対応致します。

2 周波数移行の時期

移行先周波数の新しいFPUが円滑にご利用頂けることをご確認頂いた後、現在ご利用中のFPUにつきまして、終了のご協力をお願いして参ります。



■ 周波数移行に関するお願い

周波数移行に関するご説明のため、「700MHz利用推進協会」の担当者が、本年4月から順次、ご利用者様へ訪問させて頂く予定です。また、今後のご相談についての事前準備のため、本案内に「事前調査票」を同封しております。お手数をおかけしますが、ご利用状況やご意見、訪問に際してのご連絡先等をお知らせ頂きたい、ご協力の程宜しくお願い致します。

■ 本件に関するお問い合わせ窓口について

ななひゃくメガヘルツ
一般社団法人700MHz利用推進協会 移行調整部

- ▶ ホームページ <http://www.700afp.jp/>
- ▶ お電話でのお問い合わせ フリーダイヤル **0800-800-0824** 受付 9:30~18:00 (土日・祝祭日および年末年始を除く)
- ▶ メールでのお問い合わせ <http://www.700afp.jp/contact.html> (お問い合わせフォーム)

■ 携帯電話事業者各社の周波数移行ホームページ

- イー・アクセス株式会社 http://www.eaccess.net/public/em/info_06.html
- 株式会社NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/700mhz/index.html>
- KDDI株式会社 <http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/agreement/index.html>
- 沖縄セルラー電話株式会社 <http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/agreement/index.html>

3 周波数移行の手順

周波数移行は次の手順を想定しておりますが、免許人の皆様（以下ご利用者様）のご要望を伺いながら、具体的な実施方法をご相談させていただきます。ご相談に先立ち、事前にご利用者様のご利用状況等を確認させて頂くため、同封の「事前調査票」にご記入の上、ご返信くださいますようお願い致します。



1 ご連絡（2013年4月から順次）

700MHz利用推進協会から、ご利用者様にお電話等にてご連絡し、訪問の日程調整をさせていただきます。なお、お急ぎの場合は、恐れ入りますが700MHz利用推進協会問合せ窓口までご連絡下さい。

2 ご相談（ご訪問時期：2013年4月から順次）

ご利用者様へ周波数移行について詳しく説明させていただきます。

ご利用者様と、交換する機器のメーカー・仕様、工事が伴う場合の工事業者・仕様、移行の方法・時期、及び費用負担の範囲・支払方法等について、ご相談を開始させていただきます。なお、リース品も対象となります。また、守秘義務契約についてもご希望に応じて締結させていただきます。

3 テスト機器の準備

ご要望に応じ、テスト機器を準備致します。

4 機器の選定・工事内容のご相談

交換する機器や工事内容等について、販売店や工事業者等とお打合せをお願い致します。

5 実施内容の合意

ご利用者様と700MHz利用推進協会の間で、交換する機器、工事内容等、実施内容（2の各ご相談事項）について全て確定後、その内容に基づき契約書を締結して頂きます。

6 機器のお渡し、工事の実施

700MHz利用推進協会が、機器の購入と工事を手配致します。必要に応じて、700MHz利用推進協会が、免許申請関連手続きを実施致します。なお、ご利用者様が、購入や工事を手配することも可能です。

7 機器の納品および工事完了確認

ご利用者様および700MHz利用推進協会にて、機器の納品および工事の完了を確認致します。

8 費用支払い

700MHz利用推進協会が、機器の購入代金および工事費用を取引先に支払います。

ご利用者様が手配したケースにおかれましては、ご利用者様がお支払いした費用を700MHz利用推進協会がご利用者様にお支払い致します。

9 旧機器の廃止のお願い

新機器の運用をご確認頂いた後、旧機器の廃止をお願い致します。

必要に応じて、700MHz利用推進協会が、免許廃止に伴う届出や、産業廃棄処理を実施致します。

10 移行完了確認

移行に関わる全ての作業が完了した際には、ご利用者様と700MHz利用推進協会の間で、「移行完了確認書」を取り交わし、相互に完了を確認させていただきます。